

柏市清掃工場
基幹的設備改良工事及び運営事業
入札説明書

令和5年4月18日

柏市

目 次

1	事業名称	2
2	発注者	2
3	担当部局等	2
4	事業目的	3
5	事業場所	3
6	事業方式	3
7	事業内容	3
8	事業期間等	3
9	事業者選定の手続	4
10	入札説明書等	7
11	現地見学	8
12	入札参加資格要件等	9
13	資格審査	12
14	参考資料の閲覧の実施	14
15	入札書類の提出	15
16	落札者の決定等	18
17	契約保証金	20
18	その他	20
別紙1	参考資料	22
別紙2	落札者決定基準	23

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
アドバイザー	柏市の行う事務に対する助言を行う民間企業をいう。
運營業務	運転・維持管理業務及び統括マネジメント業務を合わせた本施設の運営全般に係る業務をいう。
運營業務委託契約	市と特別目的会社の間で締結される本施設の運営に係る委託契約をいう。
運営事業者	本施設の運營業務を行う特別目的会社をいう。
乖離請求期間	受託者が、本事業に係る入札書類等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合に、当該乖離に基づく事業条件の調整について市と協議を行うことができる期間をいう。
基幹改良DBO方式	基幹的設備改良工事を含むDBO方式（Design, Build, Operate方式の略で、設計施工運営一体発注方式）をいう。
基本協定	市と構成企業の間で締結される特別目的会社の設立及び本事業の準備行為に関する取扱い等に係る契約をいう。
基本契約	市と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び運営事業者の支援等に係る契約をいう。
協力会社	入札参加者のうち、構成企業ではないが業務の一部を構成企業又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
工事請負契約	市と工事請負事業者の間で締結される本施設の基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約（仮契約を含む。）をいう。
工事請負事業者	単独又は特定建設工事共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。

用語	定義
構成員	構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
構成企業	入札参加者のうち、市と基本協定を締結する企業をいう。
最終審査対象者	基礎審査を通過した入札参加者をいう。
参加資格者	資格審査を通過した者をいう。
代表企業	構成員のうち、本事業の入札手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
特定事業契約	基本契約、工事請負契約及び運營業務委託契約を個別に又は総称していう。
入札参加者	入札書類を提出した参加資格者をいう。
本事業	柏市清掃工場基幹的設備改良工事及び運営事業をいう。
本施設	柏市清掃工場を構成する施設を個別に又は総称していい、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、その他の敷地内の外構設備等を含む施設全般に構成される。

この入札説明書は、本事業を実施する民間事業者を決定する総合評価一般競争入札に適用する。入札参加希望者は、10(1)に定める入札説明書等に従い、提出資料の作成等を行うものとする。

1 事業名称

柏市清掃工場基幹的設備改良工事及び運営事業

2 発注者

柏市長 太田 和美

3 担当部局等

(1) 担当部局

柏市環境部清掃施設課 整備担当

(2) 連絡先

住所：〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL：04-7196-7388

E-mail：contact-ssk@city.kashiwa.chiba.jp

(3) アドバイザー

- ア 株式会社日本総合研究所
- イ 復建調査設計株式会社
- ウ 西村あさひ法律事務所

4 事業目的

本施設は、ごみ焼却施設を平成3年、粗大ごみ処理施設を昭和52年より稼働しており、現在は令和5年度末までの長期責任委託により、民間事業者には運転・維持管理を含めた運営を包括的に委託している。現委託期間終了後の令和6年度より18年間にわたり、引き続き安定稼働を確保しながら本施設を運営していくことを目的に本事業を実施する。

5 事業場所

千葉県柏市船戸山高野538番地

6 事業方式

本事業は、民間の技術・事業ノウハウの最大活用を図るため、基幹的設備改良工事と運營業務を一体的に行う基幹改良DBO方式により実施する。

7 事業内容

- (1) 本施設の統括マネジメント
- (2) ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備改良工事
- (3) 本施設の運転・維持管理

8 事業期間等

- (1) 事業準備期間
契約締結日から令和6年3月31日
- (2) 設計・施工期間
契約締結日から令和9年3月31日
- (3) 乖離請求期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 工事運営期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日

(5) 運営期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日

(6) 事業期間

契約締結日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日

9 事業者選定の手続

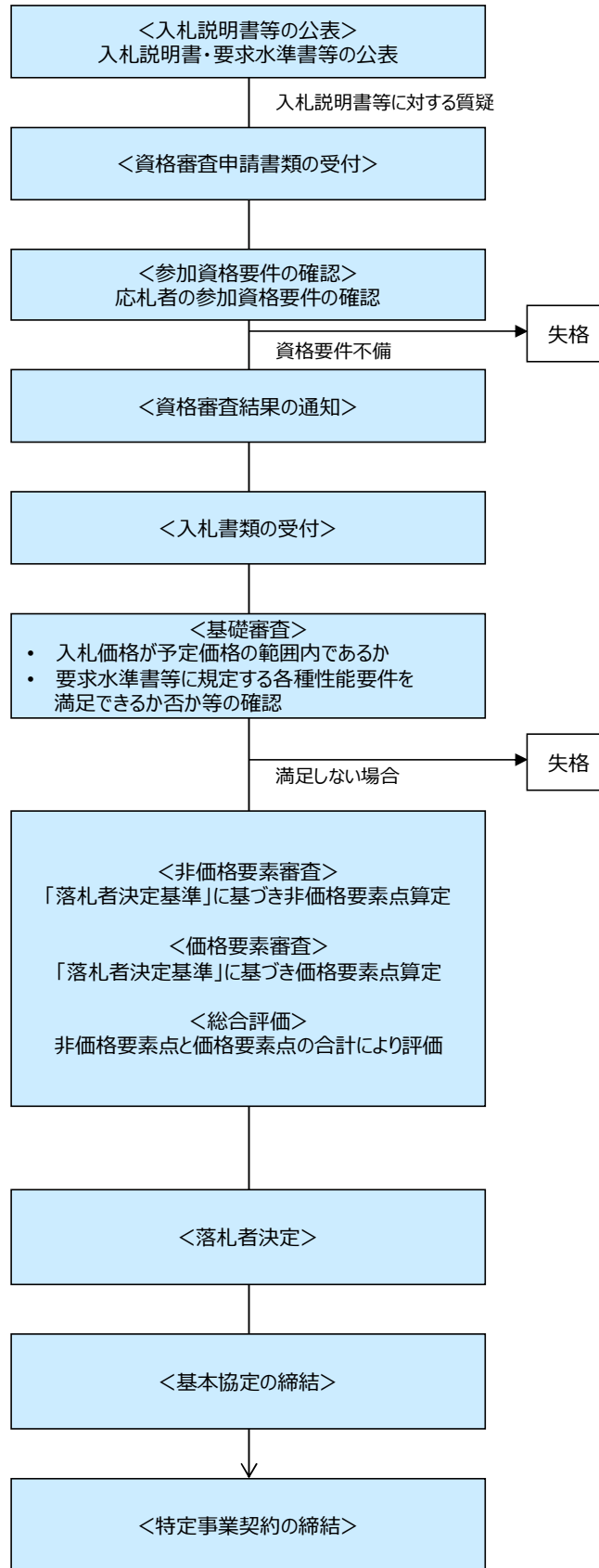
(1) 入札公告から契約締結までの流れ

図表 1 のとおりである。

(2) 契約締結に至るまでのスケジュール

図表 2 のとおりである。なお、本スケジュールは予定であり、入札参加者の提案の状況、(3)に設置する選定委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

図表 1 契約締結までの流れ



図表 2 契約締結までのスケジュール

入札公告	令和 5 年 4 月 1 8 日 (火)
資格審査に関する質疑受付期限	4 月 2 7 日 (木)
現地見学の受付期限	4 月 2 8 日 (金)
資格審査に関する質疑回答	5 月 1 1 日 (木)
資格審査以外の入札説明書等に関する質疑受付期限	5 月 1 7 日 (水)
資格審査申請書類受付の締切	5 月 2 6 日 (金)
現地見学	5 月 2 9 日 (月) ~ 6 月 2 日 (金)
資格審査結果の通知	6 月 7 日 (水)
資格審査以外の入札説明書等に関する質疑回答	6 月 1 2 日 (月)
参考資料閲覧	6 月 1 2 日 (月) ~ 1 4 日 (水)
入札書類受付日	7 月 1 9 日 (水)
基礎審査の実施	7 月下旬 ~ 8 月中旬
非価格要素及び価格要素の審査	8 月下旬
落札者決定	8 月下旬 ~ 9 月
基本協定・仮契約の締結	9 月
特別目的会社の設立	
特定事業契約の締結	1 2 月

(3) 選定委員会の設置

柏市は、落札者決定に係る審査を実施するため、以下の委員により構成される柏市清掃施設総合評価一般競争入札方式選定委員会を設置する。

(◎：委員長，○：副委員長)

荒井	喜久雄	(公社)全国都市清掃会議	技術指導部長
小林	潤	工学院大学	工学部機械工学科 教授
◎奥田	謁夫	柏市	副市長
小島	利夫	柏市	企画部長
中山	浩二	柏市	財政部長
○後藤	義明	柏市	環境部長

10 入札説明書等

(1) 入札説明書等の構成

以下のア～キの書類により構成される。

なお、これらの書類は入札書類の作成条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

- ア 入札説明書
- イ 要求水準書
- ウ 基本協定書（案）
- エ 基本契約書（案）
- オ 工事請負契約書（案）
- カ 運營業務委託契約書（案）
- キ 様式集

(2) 入札説明書等の公表

柏市のホームページ上で公表する。

(3) 入札説明書等に関する質疑回答

ア 質疑の受付

(ア) 受付期間

a 資格審査関連

令和5年4月18日（火）から令和5年4月27日（木）17時まで

b 資格審査関連以外

令和5年4月18日（火）から令和5年5月17

日（水） 17時まで

(イ) 質疑の方法

質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書」(様式第1号①)及び「入札説明書等(資格審査関連以外)に関する質疑書」(様式第1号②)に簡潔に記載し、3(1)の担当部局宛に電子メールで提出すること。電子メール以外の方法は受け付けない。提出後、担当部局に着信確認の電話を入れること。

電子メールの表題は、内容に応じて「資格審査に関する質疑」又は「資格審査関連以外に関する質疑」とすること。

企業グループの場合は、代表企業がとりまとめて提出すること。

イ 質疑の回答

(ア) 回答日

a 資格審査関連

令和5年5月11日（木）

b 資格審査関連以外

令和5年6月12日（月）

(イ) 回答方法

柏市のホームページ上で公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとする。

1.1 現地見学

希望者による現地見学を、以下のとおり実施する。希望者は、受付期限までに3(1)の担当部局宛に、現地見学参加申込書(様式第2号)を電子メールで提出すること。電子メール以外の方法は受け付けない。提出後、担当部局に着信確認の電話を入れること。

電子メールの表題は「現地見学参加申込」とすること。

受領後、担当部局より「現地見学案内」を電子メールにて送付する。

(1) 受付期限

令和5年4月28日（金） 17時まで

(2) 見学日

令和5年5月29日(月)から令和5年6月2日(金)まで(希望日のうち担当部局が指定する日。)

(3) 集合時間・場所

現地見学案内に記載

(4) 見学方法

見学は希望者ごとに行う。参加人数は5名までとする。

1 2 入札参加資格要件等

(1) 入札参加者の構成

ア 構成企業及び協力会社から構成されるものとする。

参加資格要件を全て満たすことにより1者も可とする。

イ 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が入札手続きを行うこと。

ウ 設計・施工業務を行う企業を構成企業として定めること。

エ 運転・維持管理業務を行う企業を構成企業として定めること。

オ 構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

カ 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は原則認めない。ただし、構成企業及び協力会社の変更について、特別の事情があると柏市が認めた場合は、この限りでない。

キ 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者となることは認めない。

ク 代表企業、構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者になることはできない。

ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 入札参加者の資格要件

ア 共通の参加資格要件

入札参加者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の要件を全て満たすこととする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (イ) 同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (ウ) 柏市競争入札参加資格者名簿の工事又は委託業種に登録されていること。
- (エ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (カ) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (キ) 直近事業年度の国税，都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (ク) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ケ) 営業に関し，法律上必要とする資格を有している者であること。
- (コ) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
 - a 本事業に関する柏市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業

(復建調査設計株式会社及び西村あさひ法律事務所)

b 9(3)の選定委員会の委員が属する団体

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資の100分の20以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

(サ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

イ 代表企業を担う者の要件

特別目的会社への出資比率が50%を超えていること。

ウ 各業務を行う者の要件

本事業の設計・施工業務、運転・維持管理業務の各業務に係る以下のエ及びオの各項の要件について、入札参加者として、全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の業務を兼ねることが可能である。

エ 設計・施工業務を行う者の要件

(ア) ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設共通の要件

a 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく清掃施設工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

c 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業の許可を受けた者のうち、建設業法第27条の29第1項の総合評定値のうち清掃施設工事に係る当該値が900点以上の者であること。

(イ) ごみ焼却施設の要件

地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、蒸気タービン式発電機能付きの全連続式焼却施設で、処理規模100t/日以上である施設の建設又は基幹的設備改良工事の実績を有すること。

(ウ) 粗大ごみ処理施設の要件

地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、粗大ごみ処理施設の建設又は基幹的設備改良工事の実績を有すること。

オ 運転・維持管理業務を行う者の要件

地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、以下の条件を満たす施設における3年間以上の長期包括的運営管理委託の実績を有すること。ただし、別々の施設の実績でも可とする。

(ア) 処理規模100t/日以上である全連続式焼却施設で、流動床式焼却炉（流動床式ガス化溶解炉を含む。）で処理を行う施設

(イ) 処理規模100t/日以上である全連続式焼却施設で、蒸気タービン式発電設備を有する施設

(ウ) 粗大ごみ処理を行う施設

(3) 参加資格の喪失等

入札参加者が、契約締結日までに(2)の入札参加者の資格要件に掲げる資格を欠くこととなった場合は、入札参加資格を取り消す。ただし、入札参加者のうち当該資格を欠くこととなった企業が代表企業に該当せず、入札手続きの透明性や公平性を害さないと柏市が特に認める場合に限り、当該資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更し、入札手続きを継続することができる。

1 3 資格審査

入札参加者の代表企業は、次に従って資格審査の申請を行い、柏市の審査を受けるものとする。

(1) 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

- ア 資格審査申請書（様式第3号）
- イ 入札参加者の構成〔役割分担〕（様式第4号）
- ウ 委任状〔代表企業への委任状〕（様式第5号）
- エ 本施設の設計・施工業務を行う企業の実績（様式第6号）
- オ 本施設の運転・維持管理業務を行う企業の実績（様式第7号）
- カ 参考資料閲覧申込書（様式第8号）
（14の参考資料の閲覧を希望する者のみ。）
- キ 誓約書（情報開示に関するもの）（様式第9号）
（上記カを提出する者のみ。）
- ク 各様式に添付して提出を求める書類（任意様式）
 - (ア) 代表企業の財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3期分）等）（様式第4号に添付）
 - (イ) 各構成企業の組織体制（部門等）が確認できる書類（様式第4号に添付）
 - (ウ) 設計・施工業務を行う企業について、建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることが確認できる書類（様式第4号に添付）
 - (エ) 設計・施工業務を行う企業について、建設業法による清掃施設工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を証明する書類（許可書の写し等）（様式第4号に添付）
 - (オ) 設計・施工業務を行う企業について、清掃施設工事に係る経営事項審査の最新の評点を確認できる書類（様式第4号に添付）
 - (カ) 設計・施工業務を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び建設又は基幹的設備改良工事の実績を有していることを証明する書類（様式第6号に添付）
 - (キ) 運転・維持管理業務を行う企業の実績について、施設等の概要を判断できる資料及び3年間以上の長期包括的運営管理委託の実績を有していること

を証明する書類（様式第7号に添付）

(2) 資格審査申請書類の提出

正本1部を以下のとおり直接持参し提出すること。持参以外の提出は受け付けない。

ア 受付期間

令和5年5月22日（月）から26日（金）まで
（受付時間は9時から17時まで）

イ 受付場所

3(1)の担当部局

(3) 資格審査結果の通知

令和5年6月7日（水）までに、代表企業宛電子メールに通知するとともに、別途書面（「参加資格審査結果通知書」）により通知する。

1.4 参考資料の閲覧の実施

参加資格者のうち希望者に対して、以下のとおり、別紙1に示す参考資料の閲覧を認める。

希望者は、1.3(2)の資格審査申請書類の提出の際、「参考資料閲覧申込書」（様式第8号）を提出すること。

その後、参加資格が認められた入札参加者に対して、1.3(3)に示す通知とともに「参考資料閲覧案内」を電子メールにて送付する。なお、一部資料を除き複写を認める。（柏市の複写機は提供しないため、希望者自らで複写機を用意すること。）

(1) 実施日

令和5年6月12日（月）から6月14日（水）までのいずれか1日（希望日のうち担当部局が指定する日）

(2) 実施時間

参考資料閲覧案内に記載

(3) 実施場所

柏市清掃工場

1 5 入札書類の提出

(1) 入札書類の構成

構成は以下のとおりとし、様式集に沿って作成すること。

- ア 入札書類提出届（様式第10号）
- イ 入札書（様式第11号）
- ウ 誓約書（様式第12号）
- エ 技術提案書（様式第13号）
- オ 要求水準適合状況表（様式第13号別添）
- カ 非価格要素提案書（様式第14号）
- キ 事業計画書（様式第15号）
- ク 契約構造（様式第16号）

(2) 入札書類の提出方法

入札書類各15部（正本1部，副本14部。ただし、「入札書」については正本のみ1部。）とCD-ROM又はDVD-ROM3枚を，以下のとおり直接持参すること。持参以外の提出は受け付けない。

柏市は，提出を受けた際に受領書を交付する。

(1)イの入札書は封筒に入れ，当該提案書に押印した印鑑と同じもので封印し，本事業の事業名及び入札書在中の旨並びに入札参加者名を記載して提出すること。

ア 受付日

令和5年7月19日（水）

（受付時間は9時から17時まで）

イ 受付場所

3(1)の担当部局

ウ 注意事項

(ア) 正本1部（添付書類を含め，入札参加者名がわかるもの。要押印。）

(イ) 副本14部（添付書類を含め，正本から入札参加者名及び入札参加者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても入札参加者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）

(ウ) CD-ROM 又は DVD-ROM 正本 1 枚（入札参加者名がわかるもの）及び副本 2 枚。なお，CD-ROM 又は DVD-ROM には，入札書類の電子データを格納すること。また，格納の条件は以下のとおりとする。

a フォーマット
Windows 形式

b 使用アプリケーション
様式の指定があるもの及び説明文等は，Microsoft 社製の Word, Excel の 2000 以降のバージョン。その他図面等は，PDF 形式。

c ウィルスチェック
ウィルスチェックを行ってから提出すること。
(a) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが，信頼性の高いものを利用すること。
(b) 最新のウィルスも検出できるように，ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用すること。
(c) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に，「使用したウィルス対策ソフト名」，「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」，「チェック年月日」を明記すること。

(3) 辞退

参加資格者は，入札書類提出時まで随時辞退することができる。辞退する場合は，「辞退届」（様式第 17 号）を 3 (1) の担当部局に持参すること。

(4) 無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 参加資格がない者による入札

イ 13 (2) の資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの

ウ 入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名若しくは押印のないもの

エ 入札書類が不足しているもの

- オ 入札参加者が同一事項に対し，2以上行った入札又は2以上の意思表示をした入札
 - カ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
 - キ 入札書の金額を改ざんし，又は訂正したもの
 - ク 一定の金額で価格を表示していないもの
 - ケ 指定の様式以外で応募をしたもの
 - コ 談合その他入札に当たり不正な行為があったとき
 - サ (2)に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに提出しなかった場合を含む。）
 - シ その他入札に関する条件に違反したとき
- (5) 入札にあたっての留意事項

入札にあたっては，入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)及び「刑法」(明治40年法律第45号)に抵触する行為を行ってはならない。

また，公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は，当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお，後日，不正な行為が判明した場合には，契約の解除等の措置をとることもある。

(6) 入札書類の修正等の禁止

入札書類は返却しない。また，入札書類の提出後の修正，差し替え，再提出又は撤回は認めない。ただし，この規定は審査の過程において，柏市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(7) 著作権

柏市は，著作権が入札参加者に帰属する入札書類について公表等の必要がある場合は，著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合，著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。

(8) その他

柏市は、入札書類の提出があった時点で、入札参加者の名称等を公表することができるものとする。

1 6 落札者の決定等

(1) 審査及び落札者決定方法

別紙2に示す「落札者決定基準」に基づき、以下により審査を行い落札者を決定する。

ア 基礎審査

提出された提案書類について、3(1)の担当部局で基礎審査を行う。以下の要件を満たしていないと柏市が判断した場合には、当該入札参加者は次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に参加できないものとする。なお、本基礎審査の結果は、提案書類が以下の要件を満たすことを担保するものではない。

- (ア) 技術提案書が技術的観点から見て柏市の要求する水準を満足する内容と判断できること
- (イ) 事業計画書がコストや収益等の点で事業としての妥当性を有していると判断できること
- (ウ) 入札価格が予定価格を上回っていないこと。また、工事費、運営費についても、費目ごとの価格を上回っていないこと。なお、予定価格は以下のとおりである。

予定価格 33,350,000,000円
(工事費：12,810,000,000円)
(運営費：20,540,000,000円)
※消費税及び地方消費税の額を除く。

イ 非価格要素審査

最終審査対象者に関して、9(3)の選定委員会において審査を行い、非価格要素点を決定する。

非価格要素審査時には、最終審査対象者によるプレ

ゼンテーション及び選定委員からのヒアリングを行うこととし、当該プレゼンテーション及びヒアリング日時は、15(2)の入札書類提出時に市より通知する。

ウ 価格要素審査

落札者決定基準により価格点を算出する。

エ 総合評価点の算定

イで決定した非価格要素点とウで算出した価格点から総合評価点を算定し、総合評価点の最も高い者を優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素点が高い者を選定する。非価格要素点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者は、失格とする。

オ 落札者の決定

柏市清掃施設総合評価一般競争入札方式選定委員会の審査結果を基に「落札者」を決定する。

(2) 審査結果の通知・公表

入札参加者全員に対して文書で通知すると共に柏市のホームページで公表する。

(3) 落札者決定後の手続

ア 基本協定の締結

落札者は、速やかに柏市と基本協定を締結する。

イ 契約内容の協議

柏市と落札者は、基本協定を締結後、特定事業契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は、各契約書案に関する協議を行うものであり、入札説明書等及び本入札における質疑回答の内容及び条件の変更は行わない。

ウ 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定書に定める要件に従い、落札者決定後速やかに、特別目的会社を設立することとする。

エ 契約の締結

柏市と落札者は、以下のとおり各契約を締結する。

(ア) 基本契約

柏市と落札者の構成企業及び特別目的会社は、基本契約を締結する。

(イ) 工事請負契約

柏市と工事請負事業者は、本施設の設計・施工業務に関する仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

(ウ) 運營業務委託契約

柏市と特別目的会社は、本施設の運營業務委託契約を締結する。

1 7 契約保証金

工事請負事業者は、請負代金の総額（消費税及び地方消費税の額を加えた金額。）の10分の1に相当する金額以上の契約保証金を納付、又はこれに代わる保証を付さなければならない。

運営事業者は、運営費の年額（固定費と変動費の総額とし、消費税及び地方消費税の額を加えた金額。変動費は計画搬入量に基づき算定する。）の10分の1に相当する金額以上の契約保証金を納付、又はこれに代わる保証を付さなければならない。

1 8 その他

(1) 審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び落札者とならなかったものは、その理由について柏市に対して説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には、柏市が審査結果を通知した日の翌日から起算して10日以内（期間中の柏市の休日を除く。）に3(1)の担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時までとする。

イ 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は，説明請求を受けた日の翌日から起算して14日以内（期間中の柏市の休日を除く。）に書面により行う。

(2) 費用負担

本入札説明書による全ての手続に関しては，入札参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

(3) 使用言語等

本入札説明書に関する全ての意思疎通は書面によるものとし，用いる言語は日本語とする。また，入札書類，質疑，審査等における通貨は円，単位はメートル法とする。本入札説明書に関して用いる日時は，日本標準時とする。

別紙 1 参考資料

- (1) 竣工図書
- (2) 機器配置図
- (3) 地質調査結果
- (4) 取扱説明書
- (5) 構造計算書
- (6) EFD（ごみ焼却施設）
- (7) 運転フローダイヤグラム（ごみ焼却施設）
- (8) 精密機能検査結果
- (9) 運転年報
 - ア 処理量実績
 - イ ユーティリティ使用量実績
 - ウ 運転・整備実績
 - エ 各種分析・測定結果

等

別紙 2 落札者決定基準

(1) 総合評価の方法

最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高い者を、落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{非価格要素点}$$

総合評価点は100点を満点とする。

価格点と非価格要素点の比率は、50：50とする。

(2) 価格点の算出方法

各最終審査対象者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。

点数は、少数点以下第2位を四捨五入した値とする。

$$(\text{価格点}) = (\text{最低入札価格} / \text{入札価格}) \times 50 \text{ (点)}$$

(例) A社入札価格25,000百万円、最低入札価格23,000百万円の場合

$$\begin{aligned} \text{A社の価格点} &= (23,000 \div 25,000) \times 50 \text{ (点)} \\ &= 46.0 \text{ 点} \end{aligned}$$

(3) 非価格要素点の算出方法

ア 評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

図表 非価格要素の評価項目及び配点

評価項目		評価のポイント	配点	
大項目	中項目			
1. 共通	(1) 業務実績	・ 本施設と同種・類似施設での工事・運営実績等が複数提示されているか。	2	10
	(2) リスク管理	・ 実績に基づき本事業で生じる以下の例に示すような多様なリスクを抽出し、そ	6	

		<p>れに対する独自の対応策，各種保険の活用，バックアップ体制等について，具体的なリスク管理への提案がなされているか。</p> <p>【リスクの例】</p> <p>① 環境基準の未達（例：公害防止基準の超過等）</p> <p>② 設備の損傷（例：ボイラー水管の破損等）</p> <p>③ 事故の発生（例：作業員の転落，来訪者のけが等）</p> <p>④ 自然災害による被害（例：集中豪雨による浸水被害等）</p> <p>⑤ 調達環境の変化（例：調達期間の長期化，急激な価格変動等）</p> <p>⑥ 特別目的会社の経営悪化（例：特別目的会社の財務悪化，人材確保難，構成企業の経営破綻，市との連携不足等）</p> <p>⑦ ごみ量・ごみ質の変動（例：通常時のごみ質変動及びプラスチック資源循環促進法による変動への対応等）</p>		
	(3) 地域貢献	<p>・ 本事業での地元企業の活用，地元雇用の促進及び本事業を通じた地域への貢献等について，具体的な提案がなされているか。</p>	2	
2. 基幹的設備改良工事	(1) 安定処理継続	<p>・ 基幹的設備改良工事を確実に履行できる実施体制が提示されているか。また，本施設の可燃ごみ及び不燃ごみの安定処理に影響を及ぼす恐れがある工事項目を複数提示し，受入が困難となるごみ量が最小となる施工計画，工程計画について，具体的な提案がなされているか。</p>	6	20

	(2) 工程計画	<ul style="list-style-type: none"> 本施設において、発生が懸念される工事工程上の問題を複数提示し、それらに対応策及び工程遅延の解消方法について、具体的な提案がなされているか。 	2	
	(3) 脱炭素化と施設性能	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進交付金等の活用配慮し、CO₂の削減に寄与する機器選定への具体的な工夫、及び本施設におけるCO₂削減に寄与する更なる提案がなされているか。 	6	
	(4) 利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中に本施設利用者（ごみ搬入者等）に影響を及ぼす恐れがある問題点を複数提示し、それらの影響を最小とするための導線計画、安全対策等について、具体的な提案がなされているか。 	2	
	(5) 先進的設備導入	<ul style="list-style-type: none"> 本施設に導入を検討している先進的設備を複数提示し、それらによるごみ処理性能向上、維持管理の容易化への効果について、具体的な提案がなされているか。 	2	
	(6) 近隣配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事計画に係る地域住民への説明と要望対応について、具体的な提案がなされているか。 	2	
	3. 運転・維持管理	(1) 安定処理継続	<ul style="list-style-type: none"> 運転・維持管理を確実に履行できる実施体制が提示されているか。また、工事期間中における統括マネジメントの実施方法、及び本施設での可燃ごみ及び不燃ごみ量の受入が困難となるごみ量が最小となる運転管理（操炉計画等）での工夫について、工事期間中の月ごとの受入可能量等を提示の上で具体的な提案がなされてい 	

		るか。		
	(2) 電気の有効活用	・売電量を最大化するための運転計画における工夫，及び買電量を低減するための方策について，具体的な提案がなされているか。	6	
	(3) 維持管理可視化	・本施設の設備維持管理状況を可視化し，市の担当者と共通認識を図るための方法について，具体的な提案がなされているか。	2	
	(4) 効率性・安定性	・効率的な運転計画と必要な職員配置計画を示した上で，要監視基準値の設定，運転等に従事する職員の能力向上や事故防止に向けた教育や研修，早期欠員補充に係る方策について，具体的な提案がなされているか。	2	
	(5) 災害対応	・災害発生時の災害廃棄物の受入体制の構築について，市の災害廃棄物処理計画を踏まえた，具体的な提案がなされているか。	2	
	(6) 業務改善	・セルフモニタリングによる，業務遂行状況の適切な管理方法及び業務改善の取り組みについて，具体的な提案がなされているか。	2	
合計			50	

イ 点数化方法

提案内容について，各項目に関して以下に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い，評価点を算出する。評価点については，各委員の平均点とし，小数点以下第2位を四捨五入した値とする。

図表 評価点の付与の考え方

評価	評価基準	配点
A	要求水準を超えて具体的かつ革新的で優れた提案がある	配点 × 100%
B	要求水準を超えて具体的かつ優れた提案がある	配点 × 80%
C	要求水準を超えて具体的な提案がある	配点 × 60%
D	要求水準を超えた提案があるが、具体性に欠ける	配点 × 40%
E	要求水準を満たす程度	配点 × 20%

(4) 総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から(1)に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

(例) A社の価格点が46.0点、非価格要素点が40.0点の場合

$$\begin{aligned}
 \text{A社の総合評価点} &= \text{価格点} + \text{非価格要素点} \\
 &= 46.0 \text{点} + 40.0 \text{点} = 86.0 \text{点}
 \end{aligned}$$